

第 14 次労働災害防止推進計画

令和 5 年 4 月

豊橋労働基準監督署

1 計画のねらい

社会経済の情勢変化、技術革新及び働き方改革が進む中で、労働安全衛生に求められる社会的ニーズも変化しており、企業・社会のウェルビーイングへと繋がる働く人々の安全と健康確保のため、今後の労働安全衛生は、単に災害や疾病を防ぐネガティブ領域から、積極的な自己立証によるポジティブ領域へと大きな転換を図っていくことが必要となっている。

このため当署では、第14次労働災害防止推進計画（以下「本計画」という。）を策定し、その重点事項の1つに愛知労働局が提唱する「安全経営あいち®」の推進を掲げ、以下の施策を講じ、重篤な労働災害の撲滅を目指すにとどまらず、生産性の向上等による労働分配を高めることや、働き方改革の推進など、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全と健康確保を通じて、企業・社会のウェルビーイング実現を目指すこととしている。

(1) 計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

(2) 計画の目標

愛知労働局、豊橋労働基準監督署、事業者及び労働者等の関係者が一体となって、労働災害による被災者を一人も出さないという基本理念の実現に向け、以下の指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

本計画重点事項の取組成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、本計画の進捗状況把握のための指標として取り扱う。

(ア) 「安全経営あいち®」の推進

- ・リスクアセスメントに積極的に取り組むとともに、そのプロセスを通じてPQCDSMEを一体的に管理できることを認識し、実践に努める事業場を拡大する。そのために、愛知労働局が新設する「安全経営あいち賛同事業場制度」に賛同する事業場を拡大し、2027年までの早期に、その数を100事業場以上とする。

(イ) 重篤な労働災害の防止

- ・製造業で はさまれ・巻き込まれのおそれのある機械・設備を有する事業場のうち、残留リスク情報を入手している事業場の割合を70%以上（愛知局指標）とする。
- ・建設業で 設計部門を有する（若しくは設計子会社がある）事業場のうち、設計時に安全面も含めた施工の事前シミュレーション（フロントローディング）を実施する事業場の割合を80%以上（愛知局指標）とする。

(ウ) 総合的な健康対策

- ・原材料、作業の新規採用、変更等の際に化学物質リスクアセスメントを実施している事業場の割合を80%以上（愛知局指標）とする。
- ・「安全経営あいち®」の視点の一つとして、健康確保措置及び健康保持増進措置並びにリスクアセスメントを中核とした化学物質及び粉じんに係る自律的管理等について理解し、労働者の総合的な健康対策に積極的に取り組む事業場を拡大する。（アウトプット指標は、上記（ア）の「安全経営あいち賛同事業場制度」への賛同事業場数に含める。）

イ アウトカム指標

アウトプット指標に定める事項を事業者が実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画の効果検証を行うための指標として取り扱う。

(ア)「安全経営あいち®」の推進

「安全経営あいち®」の推進により、「自律的でポジティブな安全衛生管理」への機運醸成を図り、管内各事業場の労働安全衛生水準が向上することで、下記（イ）及び（ウ）を達成する。また、これにより以下の結果が期待される。

- ・労働災害による死亡者数については、2027年までの早期に、過去最少の3人を下回り、さらなる減少を目指す。
- ・労働災害による休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）については、増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率については、2022年と比較して2027年までに減少に転じる。

(イ) 重篤な労働災害の防止

- ・製造業における労働災害について、動力機械でははさまれ・巻き込まれ災害による死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させるとともに、死亡者数0人を目指す。
- ・建設業における労働災害について、墜落・転落災害及びクレーン等建設重機に係る災害による死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させるとともに、死亡者数0人を目指す。

(ウ) 総合的な健康対策

- ・工業中毒による死傷者数については、0人を複数年以上継続する。
- ・定期健康診断有所見率について、2027年までの早期に上昇率0%以下とする。

(3) 計画の評価と見直し

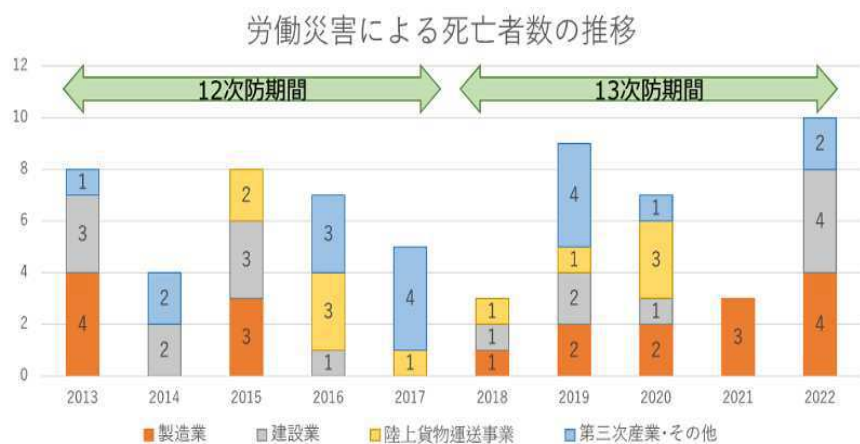
本計画に基づく取組が着実に実施進展されるよう、毎年度の実施状況の確認及び評価を行う。また、必要に応じ計画を見直す。

2 第13次労働災害防止推進計画期間中の労働災害発生状況等

2018年度から2022年度まで展開した第13次労働災害防止推進計画（以下「13次防」という。）の期間中における当署管内の労働災害発生状況等は次のとおりである

(1) 労働災害による死亡者数

13次防の目標であった2022年までの早期に4人を下回ることについては、2018年及び2021年において3人となり達成したが、最終年である2022年の死亡者数は10人で、過去10年中、最多の結果となった。業種別では、製造業が4人、建設業が4人となっており、動力機械等にははさまれ・巻き込まれる災害やクレーンに関わる作業での災害等典型的災害が依然として多く発生している状況である。



(2) 労働災害による死傷者数

死傷者数は、長期的にみると減少してきたが、13次防期間中に増加傾向を示している。2020年以降はコロナ感染症が計上され、2022年は1300人と急増しているが、コロナ感染症の497人を差し引いても、前年比70人(+9.5%)増加、2017年比では122人(+17.9%)増加となっている。

これらの増加傾向の主因は、第三次産業における大幅な増加と製造業の増加である。建設業は、ほぼ横ばいで推移、陸上貨物運送事業は減少傾向となっている。



(3) 第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）における死傷者数

13次防において、小売業・社会福祉施設・飲食店の死傷者数を2022年までに5%以上減少させることを目標としていたが、全てにおいて2017年と比べ増加となっている。特に社会福祉施設では、コロナ感染症を含めると対前年比で254件(+508.0%)も増加、コロナ感染症を除いたとしても対前年比で20件増加(+48.8%)、2017年比では18件増加(+41.9%)となっている。



これらの業種の安全衛生水準の向上を図ることが重要な課題である。

(4) 工業中毒による死傷者数

当署管内では、全産業における工業中毒に係る死傷者数は、12次防期間中は5人（災害は4件で、一酸化炭素中毒3件・シンナー中毒1件）に比べ、13次防期間中は、令和2年に2人（一酸化炭素中毒）で減少している。なお、死亡者数は0人である。

(5) 定期健康診断有所見率

2022年の定期健康診断結果において何らかの項目に所見が認められた有所見率は、当署管内では、2016年以降7年連続で上昇しており、愛知局管内での有所見率より3.9ポイントも高い状況である。

また、項目別にみると、有所見率の高い順に、血中脂質検査 31.5%、血圧検査 18.2%、肝機能検査 13.6%、血糖検査 12.6%となっており、いわゆる生活習慣病との関連、引いては高年齢労働者の割合増加との関連が懸念される状況となっている。

定期健康診断結果による有所見率の推移



3 計画の重点事項

13次防期間中の労働災害発生状況等を踏まえ、以下を重点事項として、具体的な取組を推進する。

- (1) 「安全経営あいち®」の推進
- (2) 重篤な労働災害の防止
- (3) 総合的な健康対策

4 重点事項ごとの具体的取組

本計画の重点事項については、事業者による具体的取組及び行政による具体的取組について、以下のとおり推進する。

(1) 「安全経営あいち®」の推進

これまで、労働安全衛生管理の手段と捉えられていたリスクアセスメントは、そのプロセスに現場の実態把握を含めていることから、これを通じて経営視点であるPQCDSMEを並列かつ一体的に捉えて行くことができる。すなわち、リスクアセスメントを通じ、安全性、生産性、品質、原価、納期等を同時に高めていくことが可能であり、さらに企業価値をも向上させる戦略的手法とすることができる。愛知労働局は、この理念を「安全経営あいち」として提唱している。

ア 事業者の取り組むこと

- ・労働者の協力を得て、事業者は、リスクアセスメントに積極的に取り組むとともに、そのプロセスを通じてPQCDSMEを一体的に管理できることを認識し、実践に努める。
- ・愛知労働局が新設する「安全経営あいち賛同事業場制度」への賛同により、愛知労働局の登録商標である「安全経営あいち®」の名称等を使用するなどにより、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を事業場内外に示す。

イ 行政の取り組むこと

- ・リスクアセスメントの普及促進を基礎とし、「安全経営あいち®」の理念について説明、推進するとともに、愛知労働局が新設する「安全経営あいち賛同事業場制度」の周知展開を行う。
- ・第三次産業を重点対象として愛知労働局の運用する+Safe協議会の周知展開を行うとともに、企業側に自主的な取組を促すため、企業の課題と有効な改善策をとともに探る、寄り添い型の指導を実施する。

(2) 重篤な労働災害の防止

13次防期間中の労働災害発生状況等より、製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害、建設業における墜落・転落災害、クレーン災害など、従前からの典型的災害が跡を絶たないことを踏まえ、以下の点を重点にリスクアセスメント等の普及促進を図っていく。

ア 事業者の取り組むこと

- ・労働者の協力を得て、事業者は、リスクアセスメントへの理解を深め、これを中核とした自律的管理に努める。
- ・製造業においては、リスクアセスメントを中核とした自律的管理のなかで、「機械の包括的な安全基準に関する指針」への理解を深め、重篤災害に繋がりがやすい、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害を重点に、動力機械災害防止対策に取り組む。
- ・建設業においては、リスクアセスメントを中核とした自律的管理のなかで、注文者、労働者等の協力を得て、設計時等に安全面を含めた施工の事前シミュレーション（フロントローディング）の実施に努めるとともに、重篤な災害に繋がりがやすい、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点に取り組む。また、デジタル技術やAI、ウェアラブル端末等、DXの推進により、効率的・効果的な安全衛生管理及び危険有害作業の遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化に取り組む。

イ 行政の取り組むこと

- ・産業圏、企業系列、地理的繋がり等による事業場集団への「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導の実施などにより、事業者のリスクアセスメントに係る理解及び自律的管理への認識を深めるよう取り組む。
- ・「労働災害検証結果報告」を用いた労働災害の検証を事業者に推奨することで、事業者のリスクアセスメントに係る理解を深めるよう取り組む。
- ・製造業においては、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の普及促進を重点とし、特に機械メーカーからユーザーに対する使用上の情報提供（残留リスク情報を含む。）の確実な実施及び当該情報を踏まえた機械メーカー及びユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。
- ・建設業においては、工事の設計段階におけるリスクアセスメントの確実な実施と、その結果に基づくリスク低減措置、現場におけるリスク管理の確実な実施等の徹底に取り組む。また、設計時等に安全面を含めた施工の事前シミュレーション（フロントローディング）の実施及びDX等の推進による業務効率化と安全衛生確保の両立について理解を図る。

(3) 総合的な健康対策

コロナ感染症、災害性腰痛、熱中症等の業務上疾病の多発や定期健康診断有所見率の上昇など、労働者に対する健康対策の必要性は益々高まっている。事業者は、業務に起因する健康障害を防止するため、危険性・有害性が認められた化学物質や粉じん等に労働者がばく露されることのないよう措置を講じ、必要な健康確保を図るとともに、継続的かつ計画的な健康保持増進に努める必要がある。また、石綿や電離放射線などの個別対策について法令改正等が行われており、事業場における適正な労働衛生管理の運用が求められているところである。

これら、労働者の総合的な健康対策を「安全経営あいち®」の視点の一つに位置付け、以下の点を重点に労働者の心身の健康確保のための総合的対策、化学物質及び粉じん・石綿等による健康障害防止対策を推進する。

ア 事業者の取り組むこと

- ・労働者の協力を得て、事業者は、健康診断及びその事後措置、長時間労働者に対する医師による面接指導、ストレスチェック等の労働安全衛生法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深めるとともに、事業者、労働者の相互連携の上、生産性向上及び労働分配の適正化、労働者の年次有給休暇の取得率向上なども含め、労働者全体の健康水準向上を目指す。
- ・労働者の協力を得て、事業者は、危険性・有害性が認められた化学物質及び粉じん、その他の有害要因等について、リスクアセスメントを中核とした自律的管理に努めるとともに、労働者のばく露程度の低減措置の実施に取り組む。
- ・労働者の協力を得て、事業者は、石綿事前調査の適切な実施及び報告とこれに基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。

イ 行政の取り組むこと

- ・健康診断及びその事後措置、長時間労働者に対する医師による面接指導、ストレスチェック等の労働安全衛生法令に基づく必要な措置の確実な実施及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針」や「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」等に基づく健康保持増進措置の継続的かつ計画的な取り組み、併せて、高年齢労働者の安全・健康確保、治療と仕事の両立支援等を通じた継続的な人材確保による生産性の向上及び労働分配の適正化、年次有給休暇の取得率向上を含めた労働者全体の健康水準向上を目指すよう「安全経営あいち®」の視点から、事業場の効果的で総合的な自律的管理の理解促進を図る。
- ・自律的な管理を基軸とした新たな化学物質管理の仕組みへの移行・対応等について、事業者のリスクアセスメントに係る理解及び自律的管理への認識を深めるよう取り組む。
- ・改正された石綿障害予防規則の遵守徹底を図る。特に、石綿事前調査結果報告システムによる報告の徹底及び令和5年10月から施行される事前調査・分析調査を行う者への要件付与等事業者に対し必要な指導を行う。また、石綿ばく露防止対策について、関係地方自治体と必要な連携を図る。

5 留意事項

(1) 行政指導の総合化

「安全経営あいち®」の推進においては、経営視点であるPQCDSMEを並列かつ一体的に捉えて行く姿勢が必要であるのと同様、行政指導においても総合的視点は不可欠であり、当署においても行政指導の総合化の推進に努めていく。また、我が国の産業構造の変化、高年齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の社会経済の情勢変化や技術革新、働き方改革の進捗等を踏まえ、また、それらを背景とする労働災害発生の動向等、事業者が「安全経営あいち®」を理解するために必要な情報の提供に務める。

また、本計画の推進に当たっては、関係法令の他、別添の指針、ガイドラインの推進に併せて留意する。

留意すべき指針、ガイドライン等

関係指針・ガイドライン等

- (1) 労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント関係
- 「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」
(H11. 4. 30 労働省告示第 53 号、最新改正 R1. 7. 1 厚生労働省告示第 54 号)
 - 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」 (H18. 3. 10 基発第 0310001 号)
 - 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」 (H27. 9. 18 基発 0918 第 3 号)
 - 「機械の包括的な安全基準に関する指針」 (H19. 7. 31 基発第 0731001 号)
- (2) 業種横断、多様で柔軟な働き方の推進等
- 「STOP！転倒災害プロジェクト」 (H28. 1. 13 基安発 0113 第 5 号、改正 R1. 6. 17 基安発 0617 第 1 号)
 - 「職場における腰痛予防対策指針」 (H25. 6. 18 基発 0618 第 1 号)
 - 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」 (H25. 3. 25 基発 0325 第 1 号)
 - 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン)
(R2. 3. 16 基安発 0316 第 1 号)
 - 「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」 (H27. 9. 30 基発 0930 第 5 号)
 - 「騒音障害防止のためのガイドライン」 (H4. 10. 1 基発第 546 号)
 - 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」 (H28. 2. 23 厚生労働省発表)
 - 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」 (R3. 3. 25 基発 0325 第 2 号、雇均発 0325 第 3 号)
 - 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」 (H30. 1、最新改正 R4. 7. 8)
- (3) 健康管理
- 「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」
(H8. 10. 1 指針公示第 1 号、最新改正・H29. 4. 14 指針公示第 9 号)
 - 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等」
(H18. 3. 17 基発第 0317008 号、最新改正・R2. 4. 1 基発 0401 第 11 号、雇均発 0401 第 4 号)
 - 「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」 (H27. 4. 15 指針公示第 1 号、最新改正 H30. 8. 22 指針公示第 3 号)
 - 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」 (THP 指針)
(S63. 9. 1 指針公示第 1 号、最新改正 R3. 12. 28 指針公示第 9 号)
 - 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」 (メンタルヘルス指針)
(H18. 3. 31 指針公示第 3 号、最新改正 H27. 11. 30 指針公示第 6 号)
 - 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」
(H16. 10 厚生労働省発表、最新改正 H24. 7)
 - 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」 (R2 厚生労働省告示第 5 号)
 - 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」
- (4) 業種別
- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」
(H27. 12. 7 基発 1207 第 3 号、最新改正 R2. 1. 31 基発 0131 第 1 号)
 - 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」
(H6. 7. 18 基発第 461 号の 3、最新改正 R2. 1. 31 基発 0131 第 4 号)
 - 「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」
(H27. 8. 31 健康の保持増進のための指針公示第 5 号)